

【全体財務書類に対する注記】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、一般会計及び公営企業会計以外の特別会計における開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、一般会計及び公営企業会計以外の特別会計における開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 有償刊行物……………最終仕入原価法による原価法

② 種苗等生産物……………売価還元法による原価法

③ 土地区画整理事業に係る保留地……………個別法による原価法

④ 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

⑤ 貯蔵品（公営企業会計）……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 6年～50年

工作物 5年～80年

物 品 2年～60年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の償還免除又は債権放棄の平均により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道用水供給事業会計、工業用水道事業会計及び地域整備事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

「4(2) 係争中の訴訟等」記載の最高裁平成 30 年(オ)第 958 号及び最高裁平成 30 年(受)第 1175 号の国家賠償等請求上告事件については、令和元年 10 月 10 日付けで上告の棄却及び上告審として受理しない旨の決定があり、仙台高裁平成 28 年(ネ)第 381 号の国家賠償等請求控訴事件における判決が確定しました。

これに基づく損害賠償金及び遅延損害金について、宮城県が令和元年 10 月 29 日付けで、原告に対し全額を支払いました。今後、宮城県が石巻市に求償し、石巻市が宮城県に対し 10 年間で分割して支払うこととしています。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
宮城県土地開発公社	—	—	1,905 百万円	1,905 百万円
みやぎ産業振興機構	—	1 百万円	5,445 百万円	5,447 百万円
宮城県信用保証協会	—	847 百万円	157,222 百万円	158,069 百万円
宮城県漁業信用基金協会	—	—	15 百万円	15 百万円
みやぎ農業振興公社	—	98 百万円	10 百万円	108 百万円
宮城県土地改良事業団体連合会	—	6 百万円	56 百万円	62 百万円
宮城県道路公社	—	—	8,711 百万円	8,711 百万円
計	—	952 百万円	173,365 百万円	174,317 百万円

※四捨五入のため積上げと計が一致しない場合があります。

(2) 係争中の訴訟等

会計年度末時点で係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

最高裁平成 30 年(オ)第 958 号, 最高裁平成 30 年(受)第 1175 号

国家賠償等請求上告事件

仙台高裁平成 28 年(ネ)第 381 号国家賠償等請求控訴事件の上告審

(損害賠償請求額 1,436 百万円 被告 宮城県, 石巻市)

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公債費特別会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

中小企業高度化資金特別会計

農業改良資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

林業・木材産業改善資金特別会計

県有林特別会計
土地取得特別会計
土地区画整理事業特別会計
国民健康保険特別会計
水道用水供給事業会計
工業用水道事業会計
地域整備事業会計
港湾整備事業特別会計

- ② 地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 30 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り、）については、全体財務書類の対象範囲外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。

流域下水道事業特別会計 企業債残高 17,283 百万円
他会計繰入金 3,042 百万円

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次年度予算において財産収入として措置されている資産及び宮城県公有財産調整会議において売却方針である資産を計上しています。

イ 内訳

事業用資産 1,989 百万円（1,561 百万円）

土地 1,989 百万円（1,561 百万円）

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額、その他のものについては公示地価又は路線価等による評価方法によっています。

上記の（ ）内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。